

(福祉局)

(ア) 社会福祉法人昭島愛育会が設置する昭栄保育園で、表14のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育事業（その他・知的）において、対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表15のとおり、令和3年度分で5万8,000円が過大に交付されている。

(表14) 実績額の正誤表の内訳 (昭栄保育園)

(単位：円)

項目	実績	誤		正	過大交付額
		金額	人数		
特別保育事業等推進加算	a	8,761,230		10,053,230	
内					
障害児保育事業（その他・知的）	43人	1,634,000	37人	1,406,000	
育児困難家庭への支援	149人	4,470,000	149人	4,440,000	
保育所地域子育て支援推進加算	b	1,400,000		1,100,000	
内					
出産を迎える親の体験学習	6名	300,000	0名	0	
第三者評価受審費	c	450,000		450,000	
実績額【選定額】	A=a+b+c	10,611,230		10,053,230	

(表15) 令和3年度分過大交付額の算定 (昭栄保育園)

(単位：円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	10,611,230	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	10,611,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】		10,611,000	558,000

(注) 1,000円未満の端数切捨て (以下、同じ。)

(イ) 社会福祉法人あしたの会が設置するたんぽぽ保育園で、表16のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育対策実施かつ産休明け保育実施について、誤った人数を実績として報告したことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表17のとおり、令和3年度分で3万8,000円が過大に交付されている。

(表16) 実績額の正誤表の内訳 (たんぽぽ保育園)

(単位：円)

項目	実績	誤		正	金額
		金額	人数		
特別保育事業等推進加算	a	13,364,990	274人	12,980,680	
内					
障害児保育対策実施かつ産休明け保育実施	275人	3,830,750	2人	3,816,820	
一時預かり事業・定期利用保育事業 (時間未満)	2人	2,920	25人	36,500	
一時預かり事業・定期利用保育事業 (時間以上)	812人	2,371,040	749人	2,187,080	
アレルギーマシ対応	112人	2,464,000	102人	2,244,000	
保育所地域子育て支援推進加算	b	1,200,000		1,200,000	
内					
保育所地域子育て支援推進加算		0		0	
第三者評価受審費	c				
実績額【選定額】	A=a+b+c	14,564,990		14,180,680	

(表17) 令和3年度分過大交付額の算定 (たんぽぽ保育園)

(単位：円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	14,564,990	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	14,564,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】		14,564,000	384,000

(ウ) 社会福祉法人カナの会が設置するチャイルドスクエアそしがやで、表18のとおり、特別保育事業等推進加算のうちアレルギーマシ対応において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表19のとおり、令和3年度分で8万8,000円が過大に交付されている。

(表18) 実績額の正誤表の内訳 (チャイルドスクエアそしがや)

(単位：円)

項目	実績	誤		正	金額
		金額	人数		
特別保育事業等推進加算	a	2,280,980		2,192,980	
内					
アレルギーマシ対応	95人	2,090,000	91人	2,002,000	
保育所地域子育て支援推進加算	b	300,000		300,000	
内					
第三者評価受審費	c	600,000		600,000	
実績額【選定額】	A=a+b+c	3,180,980		3,092,980	

(表19) 令和3年度分過大交付額の算定 (チャイルドスクエアそしがや)

(単位：円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	3,180,980	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	3,180,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】		3,180,000	88,000

(エ) 社会福祉法人ひまわりの子会が設置するエイビイ保育園で、表20のとおり、特別保育事業等推進加算のうちアレルギーマシ対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表21のとおり、令和3年度分で4万3千200円が過大に交付されている。

(表20) 実績額の正誤表の内訳 (エイビイ保育園)

(単位：円)

項目	実績	誤		正	金額
		金額	人数		
特別保育事業等推進加算	a	21,451,500	55人	21,019,500	
内					
アレルギーマシ対応	67人	1,474,000	0人	0	
障害児保育事業 (特児対象)	24人	1,080,000	0人	0	
障害児保育事業 (その他・知的)	0人	0	24人	912,000	
保育所地域子育て支援推進加算	b	1,900,000		1,900,000	
内					
保育所地域子育て支援推進加算		0		0	
第三者評価受審費	c				
実績額【選定額】	A=a+b+c	23,351,500		22,919,500	

(表 2 1) 令和 3 年度分過大交付額の算定 (エイビイサイン保育園) (単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【遡定額】	A	22,919,500	/
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	23,351,000	
補助金交付決定額【都補助金所要額】 【A、Bのいずれか低い額】		22,919,000	

(オ) 社会福祉法人正光会が設置する古里保育園で、表 2 2 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育事業 (その他・知的) において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。
このため、表 2 3 のとおり、令和 3 年度分で 2 2 8 万円が過大に交付されている。

(表 2 2) 実績額の正誤表の内訳 (古里保育園) (単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a	10,332,120		8,052,120
内訳				
障害児保育事業 (その他・知的)	96 人	3,648,000	36 人	1,368,000
保育所地域親子育て支援推進加算		2,000,000		2,000,000
第三者評価受審費		0		0
実績額【遡定額】	A = a + b + c	12,332,120		10,052,120

(表 2 3) 令和 3 年度分過大交付額の算定 (古里保育園) (単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【遡定額】	A	10,052,120	/
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	12,332,000	
補助金交付決定額【都補助金所要額】 【A、Bのいずれか低い額】		10,052,000	

(カ) 社会福祉法人立野みどり福祉会が設置する谷里保育園で、表 2 4 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育事業 (その他・知的) 及び育児困難家庭への支援事業において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。
このため、表 2 5 のとおり、令和 3 年度分で 1 1 7 万 6, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 2 4) 実績額の正誤表の内訳 (谷里保育園) (単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a	18,377,920		17,201,920
内訳				
障害児保育事業 (その他・知的)	120 人	4,580,000	108 人	4,104,000
育児困難家庭への支援	192 人	5,760,000	168 人	5,040,000
保育所地域親子育て支援推進加算		800,000		800,000
第三者評価受審費		0		0
実績額【遡定額】	A = a + b + c	19,177,920		18,001,920

(表 2 5) 令和 3 年度分過大交付額の算定 (谷里保育園) (単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【遡定額】	A	18,001,920	/
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	19,177,000	
補助金交付決定額【都補助金所要額】 【A、Bのいずれか低い額】		18,001,000	

(キ) 社会福祉法人多摩福祉会が設置する砧保育園で、表 2 6 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業 (2 時間・3 時間延長) において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。
このため、表 2 7 のとおり、令和 3 年度分で 9 9 万 7, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 2 6) 実績額の正誤表の内訳 (砧保育園) (単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a	6,884,890		5,887,550
内訳				
延長保育事業 (2 時間・3 時間延長)	120 人	1,273,200	26 人	275,860
保育所地域親子育て支援推進加算		2,700,000		2,700,000
第三者評価受審費		444,000		444,000
実績額【遡定額】	A = a + b + c	10,028,890		9,031,550

(表 2 7) 令和 3 年度分過大交付額の算定 (砧保育園) (単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【遡定額】	A	9,031,550	/
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	10,028,000	
補助金交付決定額【都補助金所要額】 【A、Bのいずれか低い額】		9,031,000	

(ク) 社会福祉法人千葉学園が設置するほほえみ保育園で、表 2 8 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち育児困難家庭への支援において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。
このため、表 2 9 のとおり、令和 3 年度分で 8 4 万 6, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 2 8) 実績額の正誤表の内訳 (ほほえみ保育園) (単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算	a	2,130,000		1,584,000
内訳				
育児困難家庭への支援	16 人	480,000	14 人	420,000
外国人児童受け入れ	66 人	594,000	12 人	108,000
保育所地域親子育て支援推進加算		900,000		600,000
出産を迎える親の体験学習	6 人	300,000	0 人	0
第三者評価受審費		0		0
実績額【遡定額】	A = a + b + c	3,030,000		2,184,000

(表29) 令和3年度分過大交付額の算定 (まほえみ保育園)

(単位: 円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	2,184,000	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	3,030,000	
補助金交付決定額【都補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】	3,030,000	2,184,000	846,000

(ケ) 社会福祉法人東京母子愛育会が設置する東京母子愛育会保育園で、表30のとおり、特別保育事業等推進加算のうちアールギー児対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことや、外国人児童受入れにおいて、配慮を行っていることがわかる書類がなく補助要件を満たさないことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表31のとおり、令和3年度分で6万8千200円が過大に交付されている。

(表30) 実績額の正誤表の内訳 (東京母子愛育会保育園)

(単位: 円)

項目	実績金額	正	
		金額	金額
特別保育事業等推進加算	a	1,240,000	0
アールギー児対応	22人	484,000	0人
外国人児童受入れ	84人	756,000	0
保育所地域子育て支援推進加算	b	0	0
第三者評価受審費	c	450,000	450,000
実績額【選定額】	A=a+b+c	1,690,000	450,000

(表31) 令和3年度分過大交付額の算定 (東京母子愛育会保育園)

(単位: 円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	460,000	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	1,132,000	
補助金交付決定額【都補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】(注)	1,132,000	460,000	682,000

(コ) 社会福祉法人オオミの会が設置する空の鳥保育園で、表32のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業(常職児の延長保育)及び延長保育事業(2時間・3時間延長)において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表33のとおり、令和3年度分で2万8,000円が過大に交付されている。

(表32) 実績額の正誤表の内訳 (空の鳥保育園)

(単位: 円)

項目	実績金額	正	
		金額	金額
特別保育事業等推進加算	a	3,215,240	3,187,430
延長保育事業(常職児の延長保育)	4人	68,800	51,600
延長保育事業(2時間・3時間延長)	3人	31,830	21,220
保育所地域子育て支援推進加算	b	900,000	900,000
第三者評価受審費	c	450,000	450,000
実績額【選定額】	A=a+b+c	4,565,240	4,537,430

(表33) 令和3年度分過大交付額の算定 (空の鳥保育園)

(単位: 円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	4,537,430	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	4,565,000	
補助金交付決定額【都補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】	4,565,000	4,537,430	28,000

(サ) 社会福祉法人なぞの木会が設置する千鳥さくら保育園で、表34のとおり、保育所地域子育て支援推進加算のうち出産を迎える親の体験学習において、常職児保育を実施しておらず補助要件を満たさないことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表35のとおり、令和3年度分で5万7千円が過大に交付されている。

(表34) 実績額の正誤表の内訳 (千鳥さくら保育園)

(単位: 円)

項目	実績金額	正	
		金額	金額
特別保育事業等推進加算	a	1,885,490	1,885,490
保育所地域子育て支援推進加算	b	2,000,000	1,400,000
出産を迎える親の体験学習	12名/1月	600,000	0名/1月
第三者評価受審費	c	0	0
実績額【選定額】	A=a+b+c	3,885,490	3,285,490

(表35) 令和3年度分過大交付額の算定 (千鳥さくら保育園)

(単位: 円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	3,885,490	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	3,855,000	
補助金交付決定額【都補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】	3,855,000	3,285,000	570,000

(シ) 社会福祉法人飛翔会が設置するこばと保育園で、表36のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業(常職児の延長保育)で対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表37のとおり、令和3年度分で5万7,000円が過大に交付されている。

(表 3 6) 実績額の正誤表の内訳 (こぼと保育園)

(単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算				
a	132人	12,182,200	9人	9,232,840
延長保育事業(常設居の延長保育)	15人	2,270,400	12人	154,800
一時かり事業・定期開保育事業(4時間以上)	45人	43,800	33人	35,040
障害児保育事業(その他・知的)	53人	1,710,000	12人	1,254,000
外国人児童受入れ		477,000		108,000
保育所地域子育て支援推進加算		1,050,000		600,000
保育拠点活動支援	9人	450,000	0人	0
第三者評価受審費		450,000		450,000
実績額【選定額】	A = a + b + c		10,282,840	

(表 3 7) 令和 3 年度分過大交付額の算定 (こぼと保育園)

(単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
実績額【選定額】	A	13,682,200		10,282,840
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B			10,339,000
補助金交付決定通知額【都補助金所要額】		10,339,000		10,282,000
【A、Bいずれか低い額】				57,000

(ス) 社会福祉法人フイロスが設置するゆめの樹保育園なりたにして、表 3 8 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち常設児保育対策実施かつ産休明け保育実施において、対象児童の延べ人数の算定を誤ったことや、レベルキーン児対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 3 9 のとおり、令和 3 年度分で 27 万 8,000 円が過大に交付されている。

(表 3 8) 実績額の正誤表の内訳 (ゆめの樹保育園なりたに)

(単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算				
a	108人	4,108,440	107人	3,830,510
常設児保育対策実施かつ産休明け保育実施	12人	1,504,440	0人	1,490,510
レベルキーン児対応		264,000		0
保育所地域子育て支援推進加算		0		0
第三者評価受審費		0		0
実績額【選定額】	A = a + b + c		3,830,510	

(表 3 9) 令和 3 年度分過大交付額の算定 (ゆめの樹保育園なりたに)

(単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
実績額【選定額】	A	4,108,440		3,830,510
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B			4,108,000
補助金交付決定通知額【都補助金所要額】		4,108,000		3,830,000
【A、Bいずれか低い額】(注)				278,000

(セ) 社会福祉法人双葉の園が設置する双葉の園 ひがしやま保育園で、表 4 0 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業(2時間・3時間延長)において、誤った人数を実績として報告したことや、障害児保育事業(その他・知的)において対象外の児童を加算対象としてしたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 4 1 のとおり、令和 3 年度分で 13 万 5,000 円が過大に交付されている。

(表 4 0) 実績額の正誤表の内訳 (双葉の園 ひがしやま保育園)

(単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算				
a	331人	9,078,550	25人	5,375,890
延長保育事業(2時間・3時間延長)	12人	3,511,910	0人	265,250
障害児保育事業(その他・知的)		495,000		0
保育所地域子育て支援推進加算		1,200,000		1,200,000
第三者評価受審費		0		0
実績額【選定額】	A = a + b + c		6,575,890	

(表 4 1) 令和 3 年度分過大交付額の算定 (双葉の園 ひがしやま保育園)

(単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
実績額【選定額】	A	10,278,550		6,575,890
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B			7,930,000
補助金交付決定通知額【都補助金所要額】		7,930,000		6,575,000
【A、Bいずれか低い額】				1,355,000

(ソ) 社会福祉法人代々木鳩の会が設置する岡本こもれび保育園、等々力保育園及び鳩の森保育園で、それぞれ表 4 2、表 4 4 及び表 4 6 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育事業(その他・知的)において、施設に備えなければならない書類がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 4 3、表 4 5 及び表 4 7 のとおり、令和 3 年度分で、岡本こもれび保育園では 28 万 1 千 2 百 0 0 円、等々力保育園では 1 千 2 万 8 千 0 0 円、鳩の森保育園では 3 万 0 千 円が過大に交付されている。

(表 4 2) 実績額の正誤表の内訳 (岡本こもれび保育園)

(単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算				
a	81人	9,069,620	0人	5,991,620
障害児保育事業(その他・知的)		3,078,000		0
保育所地域子育て支援推進加算		1,050,000		1,050,000
第三者評価受審費		0		0
実績額【選定額】	A = a + b + c		7,041,620	

(表 4 3) 令和 3 年度分過大交付額の算定 (岡本こもれび保育園)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	7,041,620	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	9,853,000	
補助金交付決定額【都補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】(注)		9,853,000	2,812,000

(単位：円)

(表 4 4) 実績額の正誤表の内訳 (等々力保育園)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推追加算	a	13,270,390		12,622,390
育児困難家庭への支援	54人	1,620,000	36人	1,080,000
外国人児童受入れ	12人	108,000	0人	0
保育所地域子育て支援推追加算	b	2,000,000		1,400,000
小中高生の育児体験受入れ	12名/月	600,000	0名/月	0
第三者評価受審費		450,000		450,000
実績額【選定額】	A=a+b+c	15,720,390		14,472,390

(単位：円)

(表 4 5) 令和 3 年度分過大交付額の算定 (等々力保育園)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	14,472,390	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	15,720,000	
補助金交付決定額【都補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】(注)		15,720,000	1,248,000

(単位：円)

(表 4 6) 実績額の正誤表の内訳 (鳩の森保育園)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推追加算	a	2,190,940		2,190,940
保育所地域子育て支援推追加算	b	1,100,000		800,000
出産を迎える親の体験学習	6名/月	300,000	0名/月	0
第三者評価受審費		0		0
実績額【選定額】	A=a+b+c	3,290,940		2,990,940

(単位：円)

(表 4 7) 令和 3 年度分過大交付額の算定 (鳩の森保育園)

項 目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
実績額【選定額】	A	3,290,940	2,990,940		
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		3,290,000		
補助金交付決定額【都補助金所要額】					
【A、Bいずれか低い額】		3,290,000	2,990,000		300,000

(単位：円)

(イ) 社会福祉法人緑葉会が設置する墨田みどり保育園で、表 4 8 のとおり、特別保育事業等推追加算のうち一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)において、対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 4 9 のとおり、令和 3 年度分で 1 3 4 万 8, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 4 8) 実績額の正誤表の内訳 (墨田みどり保育園)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推追加算	a	18,359,220		17,011,640
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	0人	0	22人	33,560
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	831人	2,426,520	808人	2,359,360
障害児保育事業(その他・身体)	36人	1,116,000	12人	372,000
育児困難家庭への支援	23人	690,000	4人	120,000
保育所地域子育て支援推追加算	b		0	0
第三者評価受審費		450,000		450,000
実績額【選定額】	A=a+b+c	18,809,220		17,461,640

(単位：円)

(表 4 9) 令和 3 年度分過大交付額の算定 (墨田みどり保育園)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	17,461,640	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	18,809,000	
補助金交付決定額【都補助金所要額】			
【A、Bいずれか低い額】(注)		18,809,000	1,348,000

(単位：円)

イ 補助金を返還すべきもの(東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)局は、法人に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、2法人が運営する2施設で不適正な事例が認められた(過大交付額合計52万7,000円)。

法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい、局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会)
(社会福祉法人南東北福祉事業団)
(福祉局)

(ア) 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が設置する杉並育成会園すだちの里すきなみで、表 5 0 のとおり、基本補助のうち生活介護人員配置体制加算及び就労移行支援において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 5 1 のとおり、令和 3 年度分で 4 万円が過大に交付されている。

(表50) 実績額の正誤表の内訳 (杉並育成園すだちの里すぎなみ) (単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
基本補助				
生活介護人員配置体制加算 I	a	41,024,100		40,984,600
就労移行支援		519人	518人	11,914,000
施設の努力・実績に対する加算	b	841,500	50人	825,000
サービス評価・改善計画加算	c	37,408,000		37,408,000
実績額【選定額】	A=a+b+c	300,000		300,000
		78,732,100		78,692,600

(表51) 令和3年度分過大交付額の算定 (杉並育成園すだちの里すぎなみ) (単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
実績額【選定額】	A	78,732,100		78,692,600
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B			78,732,000
補助金交付決定額【都補助金所要額】		78,732,000		78,692,000
実績額【A、Bいずれか低い額】(注)				40,000

(注) 1,000円未満の端数切捨て (以下、同じ。)

(イ) 社会福祉法人南東北福祉事業団が設置する障害者支援施設梅ヶ丘で、表52のとおり、施設の努力・実績に対する加算のうちメニュー選択式加算 (年額単価 I) において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。
このため、表53のとおり、令和3年度分で48万7,000円が過大に交付されている。

(表52) 実績額の正誤表の内訳 (障害者支援施設梅ヶ丘) (単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
基本補助				
施設の努力・実績に対する加算	a	40,395,300		40,395,300
メニュー選択式加算 (年額単価 I)	b	51,021,600		50,534,600
サービス評価・改善計画加算	c	25,324,000	51人	24,837,000
実績額【選定額】	A=a+b+c	300,000		300,000
		91,716,900		91,229,900

(表53) 令和3年度分過大交付額の算定 (障害者支援施設梅ヶ丘) (単位：円)

項 目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
実績額【選定額】	A	91,716,900		91,229,900
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B			91,716,000
補助金交付決定額【都補助金所要額】		91,716,000		91,229,000
実績額【A、Bいずれか低い額】(注)				487,000

公益財団法人東京観光財団

第1 監査の目的

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京観光財団	令和5年10月16日から 同月27日まで	令和3年度及び令和4年度 の補助対象事業等
局	産業労働局	令和5年10月11日、31日及び同年11月2日	

2 団体の概要

設立の目的	都の産業、技術及び歴史的、文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的として設立
主な沿革	昭和36年10月 社団法人東京都観光連盟設立 平成9年12月 社団法人東京コンベンション・ビクターズビューローに変更 平成15年10月 財団法人東京観光財団設立 (社団法人東京コンベンション・ビクターズビューローの事業を引継ぎ) 平成23年4月 公益財団法人制度に基づく公益財団法人に移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 都をはじめ本都への来訪者とコンベンションの誘致に関する事業 都内の観光振興に関する事業 観光情報の発信に関する事業 旅券申請に関する事業 物品販売に関する事業 賛助会員に関する事業
所在地	東京都新宿区山吹町346番地6
組織	総務部、地域振興部、観光産業振興部、観光事業部、コンベンション事業部

人 員		役員 27 名（理事長 1 名、副理事長 2 名、専務理事 1 名、常務理事 3 名、理事 17 名、監事 3 名、うち非常勤 23 名） 職員 151 名
出えん		基本財産 3 億余円のうち、0 円
基金への出えん （注 1）（表 1）		171 億 4,003 万余円（令和 3 年度末残高） 448 億 9,917 万余円（令和 4 年度末残高）
補助金（表 2）		17 億 1,750 万余円（令和 3 年度交付額） 23 億 2,970 万余円（令和 4 年度交付額）
負担金（表 3）		5 億 1,332 万余円（令和 3 年度交付額） 7 億 4,325 万余円（令和 4 年度交付額）
事業の委託 （表 4）		35 億 9,131 万余円（令和 3 年度委託料） 47 億 5,876 万余円（令和 4 年度委託料）
經常収益に占める都からの収益 （表 5）		經常収益 148 億余円のうち、147 億余円（99.5%）
職員の派遣等		常勤役員 1 名及び非常勤職員 23 名を都から派遣 常勤役員 1 名が都退職者
東京都政策連携 団体等		都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。

（注 1） 特定事業を実施するための財源
（注 2） 上記数値等は令和 5 年 3 月 31 日現在

（表 1） 出えん金（取崩し型） 残高

（単位：百万円）

項 番	出えん金名 （基金名） （注 1）	令和 2 年度 末残高	令和 3 年度		年度末 残高	令和 4 年度		年度末 残高
			出えん額	取崩し額		出えん額	取崩し額	
1	観光インフラ整備基金	8,864	△ 109	2,599	6,154	1,108	1,021	6,242
2	地域観光振興基金	4,277	4,566	958	7,885	1,152	957	8,080
3	「被災地応援ツアー」 基金	85	14	4	95	4	12	87
4	国際会議誘致・開催支 援基金	3,335	△ 630	—	2,704	258	115	2,848
5	国際イベント誘致・開 催支援基金	12	—	—	12	—	—	12
6	MICE（注 2） 施設 の受入環境整備支援 基金	209	△ 92	13	103	18	12	110
7	ユニークベニユー（注 3） 施設の受入環境整 備支援基金	214	△ 154	3	56	0	1	55
8	MICE 拠点育成支 援基金	66	△ 13	5	46	21	8	59
9	多摩地域における M ICE 拠点の育成支 援基金	62	△ 23	8	29	△ 21	4	4
10	島しょ地域における MICE 誘致促進基 金					35	3	31
11	次世代型 MICE 開 催支援基金・ハイフリ ット型会議等開催支 援基金					240	10	229
12	東京観光の魅力発信 キャンペーン基金		41	31	10	△ 10	—	—
13	国内向け誘客の新た な展開基金		40	—	40	△ 7	32	—
14	地域観光支援事業基 金					52,295	26,955	25,339
15	観光産業の活性化基 金					1,812	14	1,798
	合計	17,127	3,637	3,625	17,140	56,909	29,149	44,899

（注 1） 基金名は出えん金契約書上の名称（令和 5 年 3 月 31 日現在）
（注 2） MICE とは、企業会議（Meeting）、企業の懇談・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議（Convention）、展示会・イベント（Exhibition/Event）の総称
（注 3） 会議やイベント、レセプション等で特別感を演出できる歴史的建造物等の会場

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

項番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1	公益財団法人東京観光財団補助金	公益財団法人東京観光財団補助金交付要綱	公益財団法人東京観光財団の管理・運営に要する経費(補助率:10/10以内)	289,125	978,704	1,141,932
2	東京都観光情報発信事業補助金	東京都観光情報発信事業補助金交付要綱	ウェブサイトによる観光情報発信に要する経費(補助率:10/10以内)	211,432	166,884	299,422
3	東京ブランドの発信事業費補助金	東京ブランドの発信事業費補助金交付要綱	東京ブランドの推進事業に要する経費(補助率:10/10以内)	24,743	12,161	11,714
4	東京観光の魅力発信キャンペーン事業費補助金	東京観光の魅力発信キャンペーン事業費補助金交付要綱	国内メディアを活用した記事掲載ほかによる経費(補助率:10/10以内)	52,135		
5	市場の特性に応じた観光プロモーション事業費補助金	市場の特性に応じた観光プロモーション事業費補助金交付要綱	市場別観光プロモーションほかによる経費(補助率:10/10以内)		92,352	
6	多様なチャネルを活用したBtoBプロモーション事業費補助金	多様なチャネルを活用したBtoBプロモーション事業費補助金交付要綱	市場別観光プロモーションほかによる経費(補助率:10/10以内)			187,159
7	東京都MICE連携推進協議会の運営事業費補助金	東京都MICE連携推進協議会の運営事業費補助金交付要綱	東京都MICE連携推進協議会の運営(ほか)に要する経費(補助率:10/10以内)	948	4,232	4,196
8	東京都MICE情報発信の展開事業費補助金	東京都MICE情報発信の展開事業費補助金交付要綱	MICE誘致促進のための情報発信に要する経費(補助率:10/10以内)	104,227	135,424	300,464
9	東京都MICEプロモーション基礎強化事業費補助金	東京都MICEプロモーション基礎強化事業費補助金交付要綱	国際プロモーション組織活動ほかによる経費(補助率:10/10以内)	21,151	29,734	10,258
10	国内会議等の国際化支援事業費補助金	国内会議等の国際化支援事業費補助金交付要綱	海外向けプロモーション資金助成ほかによる経費(補助率:10/10以内)	3,791		

項番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
11	国際会議誘致活動事務費補助金	国際会議誘致活動事務費補助金交付要綱	国際会議誘致の支援に必要な業務に要する経費(補助率:10/10以内)	—	1,064	4,836
12	東京都観光旅行等誘致・開催支援事業費補助金	東京都観光旅行等誘致・開催支援事業費補助金交付要綱	東京都観光旅行等の開催に要する経費(補助率:10/10以内)	11,679	—	11,436
13	島しょ地域におけるMICE開催に向けたプロモーション事業費補助金	島しょ地域におけるMICE開催に向けたプロモーション事業費補助金交付要綱	島しょ地域におけるMICE開催に向けたプロモーション事業費(補助率:10/10以内)			4,584
14	東京都ユニークイベントの魅力発信事業費補助金	東京都ユニークイベントの魅力発信事業費補助金交付要綱	東京都ユニークイベントの実施に要する経費(補助率:10/10以内)	—	54,436	80,970
15	東京都ユニークイベント会場施設運営支援事業費補助金	東京都ユニークイベント会場施設運営支援事業費補助金交付要綱	ユニークイベント会場施設運営に要する経費(補助率:10/10以内)	9,650	15,677	41,655
16	都市間連携によるMICE誘致の推進事業費補助金	都市間連携によるMICE誘致の推進事業費補助金交付要綱	報奨旅行等誘致に向けた共同事業(ほか)に要する経費(補助率:10/10以内)	21,156	11,111	22,001
17	タクシー事業者向け安全・安心確保緊急支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)補助金	タクシー事業者向け安全・安心確保緊急支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)補助金交付要綱	車両内における運転席と後部座席等を隔離する感染症の飛沫感染防止策に要する経費(補助率:4/5以内)	171,211		
18	観光交通インフラ整備支援補助金	観光交通インフラ整備支援補助金交付要綱	シェアサイクルの実施事業(ほか)に要する経費(補助率:10/10以内)	4,080	—	—
19	東京都島しょ地域緑結び観光事業補助金	東京都島しょ地域緑結び観光事業補助金交付要綱	緑結びや出会い等をテーマとした島しょ地域の観光スポット等の情報発信(ほか)に要する経費(補助率:10/10以内)	4,818	9,923	—

項番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和2年度	令和3年度	令和4年度
20	地域における観光まちづくり支援事業補助金	地域における観光まちづくり支援事業補助金交付要綱	観光活性化プログラムの開催ほかに必要な経費（補助率：10/10以内）	17,597	14,527	15,924
21	ライオンクラブ等情報発信事業補助金	ライオンクラブ等情報発信事業補助金交付要綱	ライオンクラブ等情報発信に要する経費（補助率：10/10以内）			10,086
22	東京都地域振興事業補助金	東京都地域振興事業補助金交付要綱	地域の観光の魅力の掘り起こし及びその発信に繋がる事業に要する経費（補助率：10/10以内）	1,936	756	3,344
23	ウエルカムカード作成等事業補助金	ウエルカムカード作成等事業補助金交付要綱	ウエルカムカードの作成・配布に要する経費（補助率：10/10以内）	69,133	120,182	99,389
24	ムスリム及びベジタリアン旅行者受入対応に係るパンフレット作成等事業補助金	ムスリム及びベジタリアン旅行者受入対応に係るパンフレット作成等事業補助金交付要綱	ムスリム及びベジタリアン旅行者受入対応に係るパンフレット作成・配布ほかに必要な経費（補助率：10/10以内）	26,103	22,876	22,074
25	青少年の教育旅行受入促進事業費補助金	青少年の教育旅行受入促進事業費補助金交付要綱	学校関係者対象の説明会の開催及び個別訪問説明会の実施ほかに必要な経費（補助率：10/10以内）	—	16	24,691
26	免税店支援情報発信事業補助金	免税店支援情報発信事業補助金交付要綱	免税店支援サイト制作・運営（補助率：10/10以内）	13,884	16,095	
27	東京都地域の街歩きツアー発信事業補助金	東京都地域の街歩きツアー発信事業補助金交付要綱	東京都地域の街歩きツアー発信事業に要する経費（補助率：10/10以内）	51,212	31,343	
28	観光事業者向けオンラインツアー支援センターの運営事業補助金	観光事業者向けオンラインツアー支援センターの運営事業補助金交付要綱	総合支援ウェブサイト運営事業ほかに必要な経費（補助率：10/10以内）			33,510
合計				1,110,018	1,717,505	2,329,703

（表3）負担金の交付状況

項番	負担金名	根拠	対象事業	交付額		
				令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	東京の魅力発信プロジェクト負担金	協定書（東京の魅力発信プロジェクト）	東京プロジェクトのPR、東京の魅力の発信に資するイベント等の実施		—	70,075
2	東京から日本の魅力新発見負担金	協定書（東京から日本の魅力新発見）	東京を起点とした観光ルートの設定、共同ウェブサイトによる情報発信ほか	269,789	211,928	295,382
3	国際スポーツ大会を契機とした観光振興負担金	協定書（国際スポーツ大会を契機とした観光振興）	ウェブサイトによる情報発信、SNS対応、オンライン広告掲出ほか	40,259	38,801	39,504
4	世界自然遺産を活用した観光振興負担金	協定書（世界自然遺産を活用した観光振興）	関係自治体との共同ウェブサイト運営ほか	75,220	75,587	123,451
5	渡航ルート多様化等を見据えた日本各地との新たな連携負担金	協定書（渡航ルート多様化等を見据えた日本各地との新たな連携）	関係自治体との連携で実施する相互送客に向けた観光プロモーションほか	54,675	130,976	132,133
6	東京と近隣県の魅力再発見事業負担金	協定書（東京と近隣県の魅力再発見事業）	観光ルートの策定、特設ページの設置及び運営ほか		24,835	36,450
7	多摩地域におけるMICEイベント開催事業負担金	協定書（多摩地域におけるMICEイベント開催事業）	多摩地域におけるMICEイベントの運営			17,591
8	MICE専門人材育成負担金	協定書（MICE専門人材育成）	MICE専門人材育成講座の実施ほか	27,140	31,193	28,665
9	民間事業者と連携した旅行者誘致事業負担金	協定書（民間事業者と連携した旅行者誘致事業）	外国人旅行者の増加を目的とした観光情報の発信やセミナー実施ほか	93,622		
合計				560,708	513,322	743,255

（単位：千円）

(表4) 委託事業 (単位：千円)

項番	事業名	委託料		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	観光事業	1,546,446	1,819,373	2,628,780
2	観光情報事業	514,675	412,597	594,780
3	コンベンション事業	153,949	115,950	315,637
4	地域振興事業	249,474	330,780	318,324
5	ビジターズインフォメーション事業	887,567	846,456	834,962
6	旅券交付に伴う東京都手数料徴収及び収入印紙販売事業	65,482	66,159	66,278
合計		3,417,596	3,591,319	4,758,764

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移 (単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
合計	5,997	100	6,969	100	14,868	100
都からの収益	5,946	99.1	6,889	98.8	14,790	99.5
受託事業収益	3,352	55.9	3,525	50.6	4,692	31.6
受取負担金	560	9.3	513	7.4	743	5.0
受取補助金等	1,967	32.8	2,784	40.0	9,288	62.5
事業収益	65	1.1	66	0.9	66	0.4
他の収益	51	0.9	80	1.2	78	0.5
公益目的事業会計	5,917	98.7	6,887	98.8	14,773	99.4
都からの収益	5,880	98.0	6,823	97.9	14,723	99.0
受託事業収益	3,352	55.9	3,525	50.6	4,692	31.6
受取負担金	560	9.3	513	7.4	743	5.0
受取補助金等	1,967	32.8	2,784	40.0	9,287	62.5
他の収益	37	0.6	63	0.9	50	0.3
収益事業等会計	77	1.3	80	1.1	92	0.6
都からの収益	65	1.1	66	0.9	66	0.4
事業収益	65	1.1	66	0.9	66	0.4
他の収益	12	0.2	13	0.2	26	0.2
法人会計	2	0.0	2	0.0	2	0.0
都からの収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0
受取補助金等	0	0.0	0	0.0	0	0.0
他の収益	1	0.0	2	0.0	2	0.0

(注) 公益財団法人東京観光財団の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、「旅券交付に伴う東京都手数料徴収及び収入印紙販売事業」及びガイドブック等の販売事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の都の補助、負担金及び出せん金（以下「補助金等」という。）による事業について、主に、目的に沿って適切に行われているか、補助金等に係る会計経理等は適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

財団は、東京全体をカバーする唯一の観光推進団体として、海外旅行者誘致やビジネスイベント（注）誘致、地域の観光振興、観光産業の支援、観光情報の発信などの取組により東京の観光を支える役割を担っており、都は財団に対し、補助金等による財政援助を行っている。

ところで、観光産業は新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大により、世界規模で人々の移動が制限されたことで、訪都旅行者数が大きく減少するなど、大きな影響を受けた。観光産業振興の役割を担う財団も例外ではなく、令和3年度は、感染症拡大防止のため、一部事業の延期や規模の縮小、オンライン実施への変更といった対応を余儀なくされたが、このような中においても、感染症拡大防止の対策等に取り組み、観光関連事業者への支援や、今後の旅行需要を見据えた観光資源の発掘やプロモーション活動等の事業を実施した。

一方、令和4年度においては、感染症拡大の深刻な影響を受けた観光産業の回復を図るため、東京観光産業ワシントン支店センターの設置等による観光関連事業者支援の強化や、都内観光に係る旅行商品等への支援を行う全国旅行支援を活用した地域観光支援事業など、都内観光の促進を図った。また、インバウンドの回復期を見据え、海外旅行者誘致やビジネスイベント誘致のプロモーションを本格化させるなど、観光振興事業全体の取組を加速させている。

さらに、財団は、人々の価値観やライフスタイルが変化しつつあるこの状況を新たなスタートと捉え、東京が持続可能な観光都市・ビジネスインベント都市へと進化し、今後も「世界から選ばれ続けるTOKYO」であるために、将来を見据えた観光のあり方と、そのための自らの役割を再検討し、令和4年3月に「中期経営計画」（計画期間：令和4年度から令和9年度まで）を新たに策定した。本計画では、財団自らが目指す方向性として、表6のとおり「推進する6つの柱」と、この柱を実現するための取組を掲げ、都と連携しながら観光事業振興を着実に実施していくとしている。

(注) 主に欧米諸国で使用される MICE の別称

(表6) 中期経営計画に掲げる「推進する6つの柱」及び目指す方向性の実現のための取組

「推進する6つの柱」
1 観光経済の復活に向けた事業者支援と国内外におけるプロモーションの推進
2 安全・安心に配慮した受入環境や快適な滞在環境の整備
3 観光やビジネスイベントにおける新たな事業・サービスの創出
4 持続可能（サステナブル）な観光やビジネスイベント開催等を通じたSDGsへの貢献
5 地域にコミットした観光・ビジネスイベントの振興
6 観光振興ネットワークの強化とさらなる発展
目指す方向性の実現のための取組
1 都の観光振興施策の現場を担う「都」に対して企画機能を発揮/財団の独自事業を充実
2 ネットワークの活性化
3 組織の基盤づくり

2 指摘事項

(1) 団体

ア 企画提案方式で採用された企画を委託契約の特記仕様書に定めるべきもの

財団は、都から資金の出えんを受けて、地域観光振興基金を造成し、基金を原資として、訪都旅行者を都内各地に誘致し、観光による新たな地域振興を推進するための各種助成事業（地域観光振興事業）を実施している。

これらの事業では、事業の概略を定めた仕様書を提示して具体的な提案（企画案）を募り、審査会を設置して、最も優れた審査会の評価を得た企画案（以下「採用企画」という。）を採用する企画提案方式により委託契約を締結し、実施されるものがある。企画提案方式による契約の締結に当たっては、「公益財団法人東京観光財団 契約事務要領」の中で、仕様書に定めのない事項について、採用企画を特記仕様書として定め、受託者に採用企画の履行を求める旨を定めている。

ところで、企画提案方式により締結した表7の委託契約書を見たところ、次のとおり、適切でない状況が認められた。

- ① 企画提案参加者に提示する企画提案実施要領で、採用企画の実施や、採用企画を特記仕様書に定めるとしているにもかかわらず、特記仕様書の添付がない（項番1から4まで）。
- ② 企画提案実施要領に、採用企画の実施や採用企画を特記仕様書に定める旨の記載がなく、特記仕様書の添付もない（項番5）。
- ③ 委託契約書に採用企画の履行を求める定めがない（項番1から5まで）。

これらのことにより、受託者が採用企画を履行するという義務が明示されておらず、表8のよ

うに、財団は、仕様書の変更には当たらないので手続は必要ないとし、受託者との打合せのみで企画内容を変更して委託業務を実施させている例があった。

複数の提案から審査を経て採用した以上、審査の公平性を確保するため、企画の変更は慎重に行うべきであり、企画内容の変更の際には、事前協議の上、その必要性や合理的な理由を明確にし、協議過程を明らかにするとともに、委託者及び受託者双方による変更協議が整ったことを証する書面を交わすべきである。そのためにも、委託契約書において採用企画の実施を求め、その内容を特記仕様書に定めておく必要がある。

財団は、企画提案方式で採用された企画を委託契約の特記仕様書に定められたい。

(公益財団法人東京観光財団)

(表7) 地域観光振興事業における企画提案方式による委託事業の例

(単位：円)

項番	事業区分	委託件名	契約期間	契約金額 (当初)	企画提案 参加者
1	サステナブル・ツーリズム推進事業	地域のサステナブル・ツーリズム推進事業業務委託	令和4.4.1～令和6.2.29	64,977,000	6者
2	地域資源発掘型実証プログラム事業	地域資源発掘型実証プログラム『体験型コンテンツを組み合わせた新・ご当地料理「青梅・奥多摩ごせん」開発』実施委託	令和4.2.21～令和4.9.2	9,900,000	3者
3	地域における観光まちづくりの支援	マーケティングを活用した事業計画策定支援事業「日本遺産認定ストーリー『靈気満山 高尾山～人々の折りが紡ぐ春都物語～』を活用した持続可能な高尾観光まちづくり事業計画策定事業」業務委託	令和3.8.6～令和4.8.31	8,999,100	6者
4	新たなツーリズム開発支援事業	令和4年度新たなツーリズム開発支援事業に関する業務委託	令和4.4.1～令和5.3.31	44,770,000	2者
5	観光型Maas導入支援事業	西多摩地域観光型Maas導入支援プロジェクト実証実験業務委託	令和2.10.9～令和3.8.31	40,000,000	3者

(表8) 採用企画と実施企画が異なるモニターツアーの例 (表7項番1の事業)

場所	採用企画	実施内容
西多摩エリア	西多摩エリア	多摩センターエリア
目的	フォルクホイスコールの考え方を学ぶツアー(「自分の幸せとは何か」を追求し「自分のやりたい姿」を考えるツアー)	エリアの観光資源や施設から人々の暮らしの歴史や文化などを学ぶツアー
内容	フォルクホイスコールを実践するコンテンツ(自然体験、和紙のクラフト体験、林業体験など)に参加する。	エリア内の散策やミュージアム巡り等を通じて、歴史やまちづくりなどを学ぶ。

イ 補助事業の審査に当たり補助目的に沿った設置基準を定めるべきもの

財団は、都から資金の出えんを受けて観光インフラ整備基金を造成し、基金を原資として、東京を訪れる外国人旅行者の移動・滞在を支える基礎をソフト・ハード両面から都内全域で整備するため、観光インフラ整備推進事業を実施している。この事業の一つとして、国内外から東京を訪れる外国人旅行者の安全・安心を確保するため、宿泊施設における防犯カメラ等設備の導入を推進することを目的に、宿泊施設における安全・安心向上支援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき補助を、表9のとおり行っている。

ところで、補助の対象となる防犯カメラ設備は、録画映像で個人情報や顔写真を扱う可能性があることから、要綱第5条で画像記録装置・記録媒体を施設等により防護された場所に保管すること等を要件としている。財団はその審査に当たっては、設置場所の状況や写真により、その後、設備が補助目的に従って適切かつ有効に機能することを確認するため、機器等の現物が納品され、適切に設置されていることを、工事業者の納品書、請求書等の書類のほか、写真等や目視等により確認している。なお、令和3年度及び令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症への対策のため、目視による確認は行わなかった。

そこで、令和3年5月14日に補助金を支出した表10の宿泊施設Aにおける審査状況についてみたところ、図面の間取りから、壁に囲まれない場所に画像記録装置・記録媒体が設置され、また、写真によっても撮影可能な場所であることが確認できない状況であった。このことについて、財団は、従業員が常駐しているため、施設以外での手法で防護の目的が達成されているとしているが、防護の目的を達成できる場合について、施設以外による機器等の具体的な基準を定めておらず、適切でない。

財団は、補助事業の審査に当たり、補助目的に沿った設置基準を定められたい。

(公益財団法人東京観光財団)